

東地特捜第 354 号
平成 24 年 3 月 28 日

槌田 敦 殿

東京地方検察庁
特別捜査部 特殊直告班

貴殿から当庁あてに提出された平成 24 年 3 月 7 日付けの「告発状」と題する書面を拝見しました。

告発は、刑罰法規に該当する具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、具体的な事実をできる限り特定し、構成要件に沿って記載していただく必要があるところ、貴殿から送付されました「告発状」と題する書面を拝見しても、構成要件に沿った形で犯罪事実を特定して記載されているとは認めがたいと思料されます。

例えば、告発状の 9 頁下から 5 行目等においては、傷害罪、傷害致死罪や業務上過失致死傷罪が記載されていますが、当該告発状には負傷者、死亡者の記載が一切なく、具体的に誰の負傷や死亡について、上記各罪を構成するという趣旨なのか不明であり、また、負傷者ごとに負傷の内容は何かについての記載もありません。

また、具体的な死亡者や負傷者について上記のとおり記載されていないため、具体的な死亡者や負傷者との関係で、被告発人らの各行為と具体的な個人の死亡や負傷との間に因果関係が存在しているのかどうかについても不明です。

そして、告発状全体に指摘されている故意、過失については、各被告発人ごとに、それぞれ、どの時点で、何に関する故意又は予見可能性があり、いかなる行為が取られたのか、あるいは、根拠に基づいてどのような回避措置が講じられるべきであって、それがなぜ可能であったのかなどが記載されるべきところ、告発人ごとのこうした点の指摘が不明確であるため、この告発状を受理すべきかどうか判断できません。

なお、報道等によりますと、福島原発に対しては様々な措置が講じられている途中であり、貴殿が強く問題意識を持っておられる様々な事態についても、その原因究明は、その究明の能力を有する関係機関において今後行われるものと思料されます。

そこで、今後の事態の推移・進展等をも十分に踏まえた上で、貴殿におかれて、上記各点などをさらにご検討いただきたく、貴殿から送付された前記書面をお返しいたします。